

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：熊本県水上村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	92.0	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.1	%
全職員	72.8	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁課長相当職	96.4	%
本庁課長補佐相当職	99.9	%
本庁係長相当職	104.1	%

(2) 勤続年齢別

勤続年齢	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	92.7	%
31～35年	—	%
26～30年	103.6	%
21～25年	88.2	%
16～20年	116	%
11～15年	96.1	%
6～10年	112.5	%
1～5年	100.4	%

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員で男性職員の割合は58%であり、女性職員の割合は42%である。また、任期の定めのない常勤職員以外の職員の70%が女性職員である。
- ・扶養手当について、世帯主など男性に支給している場合が多く、扶養手当受給者に占める男性職員割合は68%である。
- ・2. (2) の31～35年の欄は、女性職員無しのため「—」を表記。
- ・職員を数える単位として「月」を用いて換算。